

履修制限に対するお願ひ

工学部規則において学生の履修は「担当教員の承認」を必要とすることが明記されており、また、履修者名簿の確認時に履修を認められないと教員が指示することが可能となっております。この担当教員が行う履修登録の制限について、下記のように10月5日の教務委員会の委員長の見解を示し、教務委員の確認をいただきましたので、一部修正の上、お知りいたします。

なお、これに関連して、学生の履修登録について、変更期限以降に追加・取り消しを行う場合は、教員から変更届けを理由とともに出して頂くことにしました。学生からの申し出による変更手続きは受け付けないことといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

工学部教務委員長 山中 英生

1 当該教育プログラムにおいて履修可能となっている科目について、個別の学生に履修手続き時において履修を認めない処置は、学生の学習権および大学が教育プログラムを提供する責務を考慮すると、制限を正当とする十分な理由が必要です。

2 事前に修得しておくべき科目をシラバスで明記してあり、それが履修できていない場合など、教育指導上必要かつ望ましい措置として、履修上の条件をシラバスに明記して履修方法を規定することは、不当・不公平に履修を制限するものでないかぎり、正当な理由と認められます。

3 選択科目において、教室や機材の制約から履修者数を制限しなくてはならない場合、正規の履修生以外を制限する、抽選によって履修者を制限する、などはやむをえない措置として認められます。

4 上記以外に、他の受講学生の利益への配慮や、当該学生の学力等を配慮して、教育指導として履修取りやめの指導を行う場合がありますが、これについては、学生と十分話し合い、指導することが必要です。なお、学生の本分にもとる行為が見られる場合は、学則に基づいて、しかるべき措置を講ずることになります。

5 履修者名簿の確認時に履修を認められないと教員が判断する場合で、授業が進行した後で出席をしていない学生を履修意思なしとして履修名簿から除外されている場合があるようですが、こうした学生については、成績評価時に「欠席」とする方法をとってください。したがって、履修を取り消す場合は、原則として、上記2, 3, 4に該当することが必要と考えられます。

以上

参考

徳島大学工学部規則
(履修手続)

第4条 専門教育科目を履修するには、学期の始めに前条に規定する授業科目から履修しようとする授業科目を選択して、担任教官の承認を得た後、履修科目登録届を提出しなければならない。

上記の担任教官 とは 授業担当教員 を 示す。 (工学部総務係見解)